

平成27年7月23日（木曜日）

政策調査課副主幹

沖米田 哲 哉

午前9時43分開会

会議に付した案件

○意見聴取

子どもの貧困問題に関する現状分析等

○協議事項

1. 政策条例提案書（案）の検討
2. 県北調査について
3. 県外調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（11人）

委 員 長	右 松 隆 央
副 委 員 長	横 田 照 夫
委 員	坂 口 博 美
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	二 見 康 之
委 員	清 山 知 憲
委 員	太 田 清 海
委 員	岩 切 達 哉
委 員	河 野 哲 也
委 員	前 屋 敷 恵 美
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した参考人

宮崎大学教育 文化学部講師	盛 満 弥 生
------------------	---------

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	押 川 幸 司
-----------	---------

○右松委員長 それでは、皆さん、おはようございます。まだ、全員そろっていませんけれども、定刻を過ぎましたので、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、前回お知らせしましたとおり、宮崎大学教育文化学部の盛満弥生講師に対する意見聴取を予定しております。その後、政策条例提案書（案）、県北調査、県外調査、次回の委員会について御協議いただきたいと存じます。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。執行部職員40名、うち教育委員会が26名、福祉保健部が14名から本日の委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

では、参考人、傍聴人入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時44分休憩

午前9時45分再開

○右松委員長 本日は、宮崎大学教育文化学部講師、盛満弥生様にお越しいただきました。

初めに、盛満様の御紹介をさせていただきます。

盛満様は、神戸大学経営学部を御卒業後、大阪大学大学院を経て、現在、宮崎大学教育文化学部講師として御活躍されております。また、先生の御専門は教育社会学で、子どもの貧困や学力問題等に変造詣が深いと伺っております。

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

私は、宮崎県議会宮崎のこども対策特別委員会の委員長に選任されました宮崎市選出の右松隆央でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

当委員会は、宮崎のこども対策に関する所要の調査活動を行うことを目的としております。本日は、子どもの貧困問題に関する現状分析等についてお伺いしたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の向かいが宮崎市選出の横田照夫副委員長でございます。

続きまして、盛満様から見て右側から、小山市西諸県郡選出の丸山裕次郎委員でございます。

都城市選出の二見康之委員です。

宮崎市選出の清山知憲委員です。

続きまして、左側から延岡市選出の太田清海委員でございます。

宮崎市選出の岩切達哉委員です。

延岡市選出の河野哲也委員です。

宮崎市選出の前屋敷恵美委員です。

宮崎市選出の有岡浩一委員です。

そして、児湯郡選出の坂口博美委員でございます。

それでは、盛満様、よろしく願いいたします。

○盛満参考人 ただいま御紹介にあずかりまし

た宮崎大学教育文化学部講師の盛満と申します。

本日は、このような「子どもの貧困問題を考える」と題した講演をさせていただく機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

最初は、10名程度のこじんまりした会だというふうにお話をお伺いしていたので、これほどの人数の方が来られるとは、つい先日まで知りませんでしたので、ちょっと今、大分場の雰囲気緊張してるところではあるんですが、きょうは1時間という限られた時間の中でお話しさせていただくこととなりますので、子どもの貧困問題ということを考えていく上で、ここにおられる方々が、宮崎県の中では、この問題で具体的に政策をつくっていく、子どもの貧困対策というものを行っていく上では中心になる方々だと思います。その方々にこの貧困問題を考える、捉える視点と、いわゆる全国的な現状というところをまずは知っていただいた上で、具体的な対策、支援策を考えていくということが、今後必要かなと思いましたので、ここにおられる方々は、もう既にそれぞれの御専門の分野からすると、当たり前のような実態報告というのが結構あるかもしれませんが、一緒に取り組んでいく方々の共通認識というのが非常に重要かなと思しましたので、基本的な部分から、1時間という限られた中ですが、お話をさせていただきたいと思います。

では、座ってお話しさせていただきたいと思ひます。

お手元の、すごくきれいな、カラーに印刷していただいているパワーポイントの印刷物があります。基本的にその内容と、前のスライドの内容、同じものになっておりますが、印刷物のほうが若干字が小さい部分がありますので、適宜、前のスライドとお手元の資料を交互に見な

がら確認していただければと思います。

資料として、皆さんにお示しすることが重要なものと思っ
て載せているものが結構ありますが、ごらんいただければ、そのグラフ、表から判断できる実態というのが幾つかありますので、それぞれの図表に関しては、それぞれを具体的に説明するというよりも、実態について補足の資料という形で、それぞれの図表は適宜ごらんになっていただければと思います。

では早速、子どもの貧困問題を考えるということで、基本的な部分からにはなりますが、お話しさせていただきたいと思っ
ます。

ちょうど1年前になりますが、国の厚生労働省の国民生活基本調査というものの
中で、子どもの貧困が最悪16%と、厳密に言う
と16.3%という数字にはなるんですが、調査開始から過去最悪、少子化の影響で子供の数は減っているにもかかわらず、約6人に1人の子供が貧困状態にあるという実態が国のほうから報告されたこと
になります。

きょうお話しするところで、基本的には子供という場合には、17歳以下を想定しているもの
になります。ところどころ続き柄という意味で子供という表現を使っていたりするところも
ありますので、その点は補足させていただきたいと思っ
ますが、基本的には17歳以下の子どもの貧困率というのが16.3%という過去最悪の状
況にあるというのが、最新のデータで指摘されている部分になります。

ただ、注意していただきたいのが、図1の中
の1985年というこの調査を開始した時点でも、既に10人に1人近くの子供たちというのは、い
わゆる貧困状態にあったという、豊かな社会日本ということが言われていた時期でも、やはり
貧困状況にある子供たちは存在していて、それ

が、もう表面化しているのが2012年の状況であ
ると。表面化、深刻化しているのが現在の状況
であると言われてい
ます。

ここで、子どもの貧困というものについての
定義を詳しくお話ししていると、それだけで時
間がかかってしまいますので、簡単に整理させ
ていただくと、子どもの貧困ということを考え
るときに、やはり貧困の中心は経済的困難であ
って、物が無い、お金が無いということが中心
になりつつも、そのことが起因して、連鎖・複
合化する不利、ライフチャンスの制約というふう
に整理させていただいていますが、子供時代の
貧困状況、物が無い、お金が無いということ
を中心とするような状況というのは、単に子供
時代の、子供自身の現在の状況に影響を与える
だけではなく、長期にわたって固定化し、次
の世代へと引き継がれる可能性、貧困の世代
間連鎖とか、貧困の世代的再生産と言われる
現象になります。そういった可能性を含んで
いるというのが、子どもの貧困問題の一番の
重要な課題として指摘されています。不利が
不利を呼ぶ形で、そのしわ寄せというのが一
番弱い立場にある子供に極端な形であらわ
れてしまうというのが、子どもの貧困問題
の本質であると思っ
ただければと思います。

これも、この後お話しする中で、図2は
すぐくわかりやすい図式がされているもの
なので、よく御紹介するものなんですが、
経済的困難というのが中心にありつつ、
不十分な衣食住の環境の中で、親御さん
の経済的余裕がない中で、子育て、教育
にかかわる精神的な余裕とか時間的余裕
がない中で、適切なケアが十分にできな
かったりとか、親のストレスが虐待とか
ネグレクトにつながる可能性があったり
とか、文化的資源の不足、低学力、低学
歴、自分自身に対す

る低い自己評価、貧困層の子供たちとかかわっていると、本当に残念ながら、「どうせ僕なんて」と、「自分なんて頑張っても大した成果は上がらないんだ」みたいなことを、本当に小学校低学年ぐらいの子が、そういった言葉を発するとき、子供たち自身の衣食住とか、経済的な、金銭面だけではなくて、子供たちの低い自己評価、自尊感情等につながっていきます。また、生活の見通しが立たないなど、自分の将来について考える余裕がない中で、不安感とか、周りの大人や地域社会、学校の先生方など、自分を取り巻く環境に対する不信感みたいなものが出てきます。

その要因ともなっているのが、貧困層の、現代の貧困の大きな特徴として、社会的孤立ということが指摘されていて、これが、恐らく高度経済成長期の子どもの貧困とは大きく違うところで、「三丁目の夕日」の時代みたいな、あの時代に想定されていた、みんな貧しいけれども、協力し合って地域社会、御近所づき合い、親戚同士で協力しながら何とかやっていた時代というのとは大分状況が変わっていて、社会、親族からも、「金の切れ目が縁の切れ目」みたいな表現が本当に当てはまる、残念ながら本当によく当てはまるなど感じてしまうような事例を幾つか知っていますが、やはり親戚関係、親族関係の中からも孤立したりとか、学校とか地域社会の中から排除される、孤立するというようなことが、単独であられるというわけではなくて、複合的にあらわれて、それが結果的に若者の貧困、大人の貧困、次世代の子どもの貧困というふうにつながっていくということが、国内外の調査研究から指摘されています。

次の貧困の概念も、ここにおられる方々は、かなり詳しく御存じなのかなと思いますので、

簡単に整理させていただくと、今回、お話しさせていただく中心は、相対的貧困と言われるものになります。図1で示している貧困率というのも、相対的貧困率という表現になっておりますが、絶対的貧困という場合には、戦後の日本とか、発展途上国で、最低限の衣食住を欠いているような状態のことを指す概念で、これは一応、金銭的に額でいうと、世界銀行が定義しているものによると、1日1.25ドル以下の生活状況にある貧困状態というのを絶対的貧困というふうに定義づけられていますが、世界で考えると12億人、世界の約6分の1が絶対的貧困状況にあるというふうに推測されています。

それに対して相対的貧困というのは、その国の一般的な生活レベルと比べて非常に貧しい状態のことと言われております。

これが、具体的にどれぐらいの生活状況なのかというのが、今まさに日本で議論がされていくところなのかなと思いますし、宮崎県での子どもの貧困対策を考えていく上でも、その国、日本の一般的な生活レベル、九州なのか、宮崎なのか、どこを標準として捉えるのかということで、いろいろな目標にする数値目標と具体的な施策の中身というのが大きく変わっていくのではないかと考えていますので、またその辺は補足させていただきたいと思いますが、一般的に日本で相対的貧困状況にある教育にかかわって、こういう状況にある子供たちの具体的な状況としては、高校進学率がもうほぼ100%、98%の時代に高校進学ができないような状況。

高校の授業料の無償化というのが、所得制限はつきつつも行われている中で、残念ながら宮崎県内にどれぐらいそういう実態の子供がいるかは、私自身、まだ把握できていないんですが、

やはり進学にかかる費用がたとえ無償だったとしても、もう中学校卒業と同時に、家計を支えるために少しでも早く働いてほしいというような家庭からの強い要望の中で、進学を断念せざるを得ない、自分の志望校とは違うところに行かざるを得ないような子供たちというのは、やはり今でも、無償化が行われて以降でも、数としてはもちろん少ないんですが、実際には事例として報告があります。また、これは有名な事例になりますが、体調が悪かったりしても、病院に行けない子供とか、給食が唯一の食事である子供とか、お風呂に毎日入れないというのも、今の日本社会の中では、一般的な生活レベルを満たしていないという意味では、相対的貧困というふうに捉えられるかなと思います。

上の現代日本の子どもの貧困というところで、上の数字は、先ほど図表でお示したものになりますが、ここでいう相対的貧困率の計算方法を細かくお話しすると、すごくややこしくなるので、簡単に等価可処分所得の中央値の半分以下の世帯に属する子供の割合を子どもの貧困率というふうに定義、国際的にも定義づけられています。

ちょっと「具体的には」という表現が少しおかしくなっていますが、単身世帯の場合で、2012年の調査の段階では、単身世帯で122万円というのが貧困の基準というふうになっています。親子2人の場合が、ちょっと最新の数字がフォローできていないので、一つ古い数字になりますが、2009年の段階でいうと、親子2人で177万円、親子3人で217万円、親子4人で250万円以下の生活を余儀なくされているような家庭を、ここでは相対的貧困状況にあるというふうに判断して、貧困率を計算しております。

この数字をお示しするときに、どの地域でこ

の数字を出すかというので、やはり反応が違っていて、県民所得、宮崎県の場合には全国の中でいうと、やはり低いほうになりますので、その中で親子4人で250万円という数字と、恐らく東京で親子4人で250万円というときでは、生活の困難ぐあいというのも変わってくるかなと思いますので、実はこれは、国が示している数値にはなりますが、地域によっては、本来はこの貧困の基準になる貧困線というものは若干変化するはずですし、持ち家で親子4人で250万円という場合でも、持ち家なのかそうじゃないのかというのでも状況が変わってきますので、この数字は宮崎だけじゃなくて、全国の中で貧困基準というのがやっと議論されるようになってきていて、これから具体的な議論は展開されていくだろうかなと思いますが、全国的な基準としてこの数値が現在では使われております。

貧困率を国際的に見た場合も、残念ながら日本は高い水準です。貧困率の高さというのが、国際的にも指摘されていて、さらに、貧困ギャップとか貧困の深さみたいな表現がされるんですが、その貧困の度合いという、ここでは数値をお示ししていないんですが、貧困の深刻度合いというものでも、国際的に日本の状況はかなり深刻だというふうに指摘されております。

これは、後半にお話しするどの層に対する支援を重点的に行っていくのかということとも関連するとは思いますが、これは、日本の数値をお示ししておりますが、国際的にも親が若い段階、子供が小さいころだったり、子供の年齢よりも親御さんの年齢というのが、貧困率に与える影響というのが強いことが指摘されておまして、親御さんが20代前半の場合には、特に日本の状況ですが、貧困率がすごく高くなる。徐々に20代後半からは貧困率が下がっていく傾

向にあるんですが、年齢によってもこの貧困率というのは異なっていると言われてます。

もう一つ、先ほど相対的貧困率と言われるものは、国としての数値しか、残念ながら報告されておられませんので、それぞれの自治体ごとの貧困状況というのを推しはかるためには、もう就学援助というものの自体が、それぞれの自治体によってさまざまな基準がありますので、一律にこの就学援助率で物事を判断していくところは、難しいところはあるんですが、今の子どもの相対的貧困率と就学援助率というのが、もう大体同じような、15%から16%ということで、就学援助率というのも一つの子どもの貧困実態を指し示す指標として利用できるのではないかとということで、御紹介いたしますと、宮崎県内の場合、2012年の段階で、全国の就学援助率に比べると、若干低い数値ではあるんですが、宮崎県の状況は、沖縄、鹿児島、宮崎県という九州の中でも南の3県というのが、この約五、六年の間に就学援助率が急上昇しているというのは、これはやはり、この後、貧困率上昇の背景というところは、少しお話しさせていただきたいと思いますが、単に地域経済の状況というのが、子供たちの貧困状況に与えている影響は小さくないだろうというのが、この結果から指摘できるかなと思います。

図5については、これも、少し古いデータになるんですが、実は公開されているデータで、宮崎県内の各市町村の就学援助率については、全国のものがウェブ上でも入手できる形で公開されているんですが、単に14.46%という就学援助率とはいえ、宮崎県内でもそれぞれの自治体ごとで、就学援助率には割と大きなばらつきがあって、より県南で就学援助率の高さというのが際立っているだろうというのが、この図5か

らもわかるかと思えますし、都市部との大きな違いとしては、都市部の場合には、県庁所在地が就学援助率が高くなる傾向があるんですが、もちろん宮崎市も決して低い数字とは言えないんですが、人口が多い地域が必ずしも、宮崎県の場合には就学援助率が高いというわけではないので、この点は、宮崎県内での子どもの貧困について考えていく上では、全国的な展開というのを踏まえつつ、宮崎県内でも今後取り組みが進んでいくとは思いますが、こういった人口規模が必ずしも多くない地域で、子どもの貧困状況が深刻な事態にあるということは踏まえておかないと、ちょっと全国的な動向とは一部違うところがあるのかなというふうに感じております。

子どもの貧困率上昇の要因は3つ、これだけではありませんが、家族構成の変化、経済状況の悪化、社会保障制度の防貧機能の低下といったものが、主な要因として指摘されているところになります。この辺は、後ほど図表で補足させていただきます。

国際的に見た場合、日本の子どもの貧困の特徴として指摘されているものも3点挙げておりますが、ひとり親世帯の親の8割以上が、就労しているにもかかわらず、貧困状況から抜け出せていないと。ひとり親世帯の貧困率の高さというのは、これは、国際的にも日本の特徴として指摘されているところになります。

2つ目、この辺は、私よりここにおられる皆さんのほうが詳しいのではないかと思いますので、いろいろアドバイスいただきたいところもあるんですが、政府の再分配によって子どもの貧困率が悪化するOECDの中で唯一の国であるというようなことが指摘されております。2000年代後半に、若干改善したというふうに言われ

ていますが、ほかの国、OECD諸外国の状況に比べると、必ずしも再分配機能というのが効果的に働いていないのではないかと指摘されています。

3つ目、教育費の公的支出の低さというのは、必ずしも貧困の特徴ではないんですが、公的支出が低いことによって、家計からの支出、私費からの支出という部分がどうしても高くなってしまふ関係で、家庭の経済力というのが、教育機会に大きな影響を与える可能性があるということが、日本の特徴であるというふうに指摘されております。

済みません、皆さんのお手元の資料も文字化けしているのかもしれないですが、図6が実際の数字等が入っているところが、値という字に変換されてしまっていて、申しわけないんですが、図6については、この会でも恐らく何度も指摘されているひとり親世帯の状況という数値とは実は違っております、ちょっとタイトルを間違えたなという反省をしているんですが、ここでいうひとり親世帯というのは、必ずしも二十未満の子供たちというふうに限定しておりませんので、子供が成人している場合も含む状況になります。

なので、ひとり親世帯の全国調査とか母子世帯等の全国調査、宮崎県内の調査で指摘されている数値とは、若干数字が違っているかと思いますが、子供が二十を超えてしまうと、二十を超えている兄弟がいると、ひとり親世帯の調査等でフォローされないということが、調査上の課題としてあります。この図6自体の課題ももちろんあるんですが、続き柄でいう成人している子供と親という関係性も含めてなので、この数字自体にもちょっとまずい点はあるんですが、下の括弧内が世帯数になります。

数値としては、確認しておけばよかったですが、この値のところ、母子世帯というか、女親と続き柄でいう子供だけの世帯というのが、宮崎県内では8.5%です。父子世帯、男親と続き柄でいう子供だけの世帯というのが1.3%というふうな、国勢調査の中では読み取れますので、そこだけ補足をさせていただきたいと思います。なので、いわゆる全国的な母子世帯等調査、ひとり親世帯の調査と、二十以上の子供が含まれている可能性もある調査の両方を、ひとり親世帯を考える上では、両方を踏まえる必要があるかなと思って、図6を作成してお示しさせていただきました。

図7については、これは、全国的な動向になります。子供がいる現役世帯の貧困率の年次推移というもので、単純に子どもの貧困率が悪化しているというふうに指摘されていますが、どの層の子どもの貧困が深刻化しているかという、ひとり親世帯、大人が2人以上の世帯の場合には、10%ほどの状況の中で、親が1人、母子世帯、父子世帯の場合には、貧困率がもう5割以上になっておりますので、特にひとり親世帯の貧困状況というのが深刻化しています。

それを、これはちょっと数字が古くて申しわけないんですが、平成16年の国民生活基本調査の中では、特に母子世帯の貧困率というのが66.4%ということで、高くなっています。また、父子世帯の場合は18.8%というふうに、ちょっと四捨五入してしまっておりますが、約2割が、父子世帯の中では貧困状況にあるということが指摘されております。こうしたひとり親世帯の子どもの貧困率の高さというのも、日本の大きな特徴として指摘されているところで、断トツでひとり親世帯の子供の貧困率が高くなっています。

また、先ほど御指摘させていただきましたが、OECDで平均すると、ひとり親世帯の就労率というのは7割ほどと言われています。国によっては、ひとり親世帯の親御さんが就労していない、半数近くが就労していないような国というのも、実はOECDの諸外国ではあるんですが、日本の場合は、大体母子世帯で8割、父子世帯では9割以上が就労しているにもかかわらず、就労していようがいまいが、貧困率の高さというのはほとんど変わらないというのが、日本のひとり親世帯の状況というふうに言われております。

次の図11は、これも、宮崎県の調査がもとになっておりますので、何度も皆さんは目にされている資料かなと思いますが、ひとり親世帯の平均月収と言われるもので、こういう関連の調査を進めている立場の方に、以前お伺いしたんですが、本当にしんどい層の御家庭は、アンケート調査、インタビュー等も含めてなんですが、なかなか調査に協力していただくことが困難であると。どうしても生活状況が厳しい世帯対象の調査の場合には、その中でも若干余裕がある層がアンケート・インタビューに協力していただけたという傾向がありますので、実際はこの図11で示されている以上に、平均月収というのは分布が低いほうに偏るのではないかなというふうに推測できます。

済みません、話が速くて申しわけありませんが、ひとり親世帯の貧困問題を考える上では、ひとり親世帯の貧困、特に母子世帯の貧困というのは、今に始まった話ではなく、昔からあったよということ、各所で指摘されることではあるんですが、母子世帯でも正社員で働いていた時代というのが、約20年ほど前にはありました。ただ、1年契約とか契約任期があるような

場合も残念ながら含んでしまう正規にはなりませんが、20年ほど前の母子世帯の雇用形態というのは、非正規の形で働いている親御さんよりは、正規雇用で働いている親御さんのほうが多かったんですが、もうこの20年ほどの間に、その状況が逆転しています。このことは、今後、ひとり親世帯の就労支援等を考えていく上でも、踏まえておかなければいけない実態かなと思います。

次の図表は、先ほどの所得の再分配ということに関連する図表になりますので、この辺は、皆さんのほうがよく御存じのところかなと思いますので、私が下手な話をするよりは、皆さんにいろいろと教えていただきたいかなと思いますが、結果的に、税金とか社会保険料等を払った後と、それから手当等が加算された額面では、額面と手取りを考えたときに、額面の段階では貧困基準を上回っていたんだけど、さまざまな社会保険料等を支払った後では貧困基準を下回ってしまうというような状況が、今の日本の子どもの貧困というのを考える上では、重要な点だろうというふうに指摘されております。

これは、2000年代中ごろの数値になるんですが、これもOECD諸外国の中で、政府による再分配前と再分配後で貧困率が悪化してしまう唯一の国であるというふうに指摘されておりましたし、それが、実は2000年代後半から状況が大分改善しておりますが、先ほどの図3の再分配前と後で大きく数値が転換する国に比べると、日本の場合は、余りうまく政府移転の貧困削減に対する再分配効果というのが、十分に働いていないというようなことが、日本の施策レベルでの大きな課題というふうに指摘されております。

次に、図15は、先ほど日本の貧困の特徴の3

点目で指摘しました教育費の公的支出の低さという点に関してですが、国民総生産に対する教育支出割合を、公財政支出と私費負担というもので分けて図表をつくっておりますが、公財政支出の割合という点では、OECD諸国の中で、データが入手可能な国の中では、日本の状況は最下位にあると。私費負担の割合というところ、1.6%という数字、済みません、図表が小さくて申しわけありませんが、日本の場合には、あと韓国、アメリカ、チリなんかも高くなっています、そこに次いで日本の場合は私費負担の割合というのが非常に高くなっています。

いわゆる無理する家計という、日本が経済成長していく中で、家計の収入がふえていく中では、何とか教育に関する家計からの負担というところで対応できていたのが、全国的に収入というのがどんどん減っている中で、どうしても家計の中だけでは、教育に対する十分な支出ができない状況というのが、ある意味、教育格差と言われるものの大きな要因になっているというふうに言えると思います。

そこにも関連するんですが、ここからは少し、私自身が子どもの貧困というものと、特に学力格差にかかわって調査研究を中心に行っておりますので、代表的な資料だけ紹介させていただきます。細かい資料をお示しすると、すごく時間がかかってしまいますので、図表を見ていただければ一目瞭然というわかりやすいものをきょうは選んで持ってきておりますが、貧困家庭の子供の状況と言われるものの中から、貧困と学力に関して、貧困と高校進学とか中退に関して、貧困と不登校、貧困と虐待と、実際は貧困に起因する、あるいは貧困の原因になっている子供たちの状況というのは、まだほかにもいろいろ指標があるんですが、きょうはこの4

点に限定してお話しさせていただこうと思います。

まず、貧困と学力という点になりますが、世帯収入の多寡で学力テストの正答率に大きな開きがあると。世帯収入が低い家庭、つまり、子供にかけられる学校外教育費が少ない家庭ほど、子供の正答率が低くなっていると。つまり、経済格差が学力格差を生んでいるというのが、全国学力テストの分析等から指摘されるに至っています。

これが、有名な図表が多いので、ごらんになったことがあるかなと思います。済みません、ちょっと図表によっては、数字が、色がしっかり出てないところがあるかもしれませんが、全国学力調査を用いた分析では、親の年収と子供の学力というのが、残念ながらきれいに相関していること。

図17に関しては、大阪府で2006年に行われた学力テストです。大阪府の学力実態調査の中で、塾に通っているいないで、英語の正答率に大きな格差が生まれているということが指摘されております。

図18が、済みません、SESという表現を変えてくるのを怠ってしまったんですが、家庭の社会経済的背景と家庭学習時間と平均正答率を組み合わせた図表になりますが、この図表にかかわって、これは、全国学力テストを用いた分析になります。

親御さんの所得とか親御さんの学歴等を使って、社会経済的背景を示す指標を、SESという指標をつくっているんですが、左側が社会経済的の指標が低い世帯の子供、右側が社会経済的に恵まれている層の子供で、学習時間と正答率を比較すると、もう社会経済的に恵まれている層の子供は、家庭学習時間、全くしない子供

でも正答率は76.1%に対して、その76.1%を社会経済的に恵まれない層の子供たちは、勉強を3時間以上家庭学習して……、3時間以上家庭学習にかかってしまっているという考え方も、子供の家庭学習時間を考える際には、多けりゃいいというもんでなくて、その質も問わないといけないので、単純に3時間以上がいいという話ではないんですが、全くしていない、恵まれている層の子供の正答率を、社会経済的に恵まれない層の子供たちは、幾ら家庭学習時間を確保しても超えられていない実態があって、ミドル2、社会経済的に、変な言い方ですけども、ちょっと表現は適切ではないですが、中の下という状況の世帯の子供であっても、社会経済的な状況が恵まれている子の正答率を超えるためには、2時間から3時間、家庭学習時間を確保して、やっと全くしない子たちを超えられるというような状況があり、親の、家庭の経済力とか、この後お話しさせていただく親の学歴みたいなものというのが、子供の学力に与える影響というのが、残念ながら強まってきているというのが、現在の日本の状況と言えます。

でも、この図19についても、ここまできれいにグラフにあらわれるのかと、関係者の中でも割と驚きを持って捉えられたものにはなりますが、両親年収別高校卒業後の予定進路というもの、親の所得によって大きな、就職なのか、4年制大学を目指しているのかということ、大きな開きが出ていることを示しています。

図20については、済みません、ちょっと資料に補足が必要だったかと思いますが、今の子供たちというよりも、実は、1995年調査時点ですので、もう約20年ほど前の段階で、学歴の世代間関係と言われるものが閉鎖化している、固定化しつつあるということが指摘されております。

親の学歴が、子供自身の学歴に与える影響というのが、もう約20年ほど前の段階から強まってきているということが指摘されております。

今までのところは、直接貧困にかかわるデータではなかったんですが、貧困家庭において保護者と子供が考える理想学歴というものについても、貧困層と非貧困層、一般世帯という言い方をしてしまっていていいかと思いますが、一般世帯と貧困層の親御さん、子供とでは、大きく理想学歴が違っていると。これは、2011年、内閣府の調査データで示されているものになりますが、ここまで、学力や進路に与える影響というのが、親の経済力とか親の学歴、もちろんそれだけではなくて、親自身の生育環境とか、親の職業とか、いろいろな要素がもちろん絡み合っているんですが、ここでお示ししたデータから言えることは、子供自身の学業達成に対する親自身の経済力、親自身の学歴等の影響が、この二、三十年ほどですごく強まってきているということです。

だからこそ、親自身の影響を子供は決して免れない、育ってくる家庭環境の影響を免れ得ないというのが実際なので、せめて教育にかかる費用というのは、少しでも家庭の負担というのを減らす必要があるのではないかというふうに考えておりますが、いわゆる親の富と願望が、子供の学業達成とか、社会的な成功に与える影響が強まっているということが、近年、社会学の世界では再三指摘されているところになります。

ここで少し学力に関して補足させていただくと、実は、学力格差、学力低下の論争というのが、2000年代初めごろに盛んに議論されていて、その後、学力格差の議論に発展したということがありましたが、実は、2000年ごろと2010年以

降とでは、学力格差という意味では若干縮まっております。改善傾向が見られるというふうな指摘が、PISA調査や全国学力テスト等の中でも指摘されておりますので、学力低下論争、学力格差の議論の中で、かなり学校現場が学力の下支えというところで、子供たちの学習環境というものとか、家庭学習に積極的に働きかけを行ったりした結果、学力格差という意味では改善傾向にあります。それでも開きが、逆転するわけではありません。格差というのが縮まってはいるけれども、家庭環境の影響を完全に免れ得ているわけではないというところだけ指摘させていただきたいと思えます。

あと、これは、皆さんが関係されている委員会等でも再三指摘されているものかと思えますが、こうした先ほどの学力とか、進路意識とか、家庭の経済力等も影響してだとは思いますが、高校進学率に、一般世帯と生活保護世帯の子供とでは、約10%ほどの開きが、平成25年の段階でもあります。

ただ、生活保護世帯の子供の高校進学率というのは、約10年間の間にかなり改善してきておりますので、その点も含めて理解いただきたいと思いますし、もう一つ、高校中退率というのが、実は今、子どもの貧困の指標をどうするかということで、研究のレベルでもいろいろな議論がされておりますが、進学率で考えるよりは、高校中退率というところで、しっかりと貧困世帯の子供たちの状況を捉える必要があるのではないかとということが議論されております。高校中退率のほうも示しておりますが、一般世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供の中退率の高さ、高校中退というのは、貧困の結果でもあり、貧困の要因にもなり得るということで、高校、大学も含めてだとは思いますが、

進学率よりも中退ということに着目する必要性というのが、研究レベルでは指摘されているところになります。

次に行きますが、貧困と不登校というところで、これは、東京都板橋区の調査の資料を表2ではまとめさせていただいていますが、生活保護世帯の不登校の出現率というのは、一般世帯に比べて約5倍近くなっているということが、約10年前の調査になりますが、指摘されております。

きょうお話ししている中で、ほとんどが生活保護世帯とかひとり親世帯というふうな世帯類型に特徴がある世帯の数値がほとんどになっておりますが、それが日本の貧困調査・研究の現状だと思っていただければいいかなと。貧困率16.3%というときには、それが全て母子世帯の子供、生活保護世帯の子供が16.3%というわけではなくて、両親が2人ともいると、お父さんもお母さんもいる、生活保護も受けていない、その状況の中で貧困状況にある子供たちという層が問題化しているにもかかわらず、その層のデータがないというのが、今の日本の貧困実態を把握する上での大きな課題になっております。少しでも関係するものはここでは御紹介させていただきますが、残念ながら、ちょっと生活保護世帯の子供たちの現状が中心にはなってしまいますが、保護世帯の子供たちの不登校率というのは、かなり高くなるというのが、ちょうど先月、子育て世帯全国調査2014というものが、つい先日公表されまして、その中でも貧困層の不登校割合というのは、一般世帯の4倍というふうな指摘されておりました。具体的な数値が出ておりませんので、その4倍という事実だけ出てきてしまっていたので、ここでは、10年ほど前の東京のデータをお示しさせていただいて

おりますが、2014年の調査でも同様の指摘がされております。

4点目、貧困と虐待というところで、児童虐待はあらゆる階層に起こり得るとされておりますが、大きな要因は経済的困難があると、人間関係の貧困、社会的孤立も大きな要因となっていて、虐待する親御さんというのは自己評価が低く、うまく人と接することができず、職場や親族、地域からも孤立する傾向にあるということが指摘されております。きょうは、学力とか進学にかかわるところ、不登校、虐待というところだけピックアップしてお話しさせていただきましたが、実際は、残念ながら、非行少年犯罪というところの要因としても、やはり経済的な状況というのがかかわっていることが指摘されておりますし、最近では、「いちゃもん」という表現に変わっておりますが、モンスター・ペアレント問題と言われるような問題にも、親御さん自身の貧困、家庭の経済的な余裕のなさ、親御さん自身が追い詰められている状況というのが関係している状況です。

今までモンスター・ペアレント問題というのが、いわゆる高学歴の、社会的地位も高い親御さんたちが、学校に無理難題な要求を突きつけてくるというような問題として捉えられていたかと思いますが、というよりも、親御さん自身が生活に厳しい現状を抱えるような親御さんが、学校に無理難題を突きつけてくるみたいな形で問題となっています。残念ながら、いわゆる教育問題と言われるような現象の背景には、経済的な困難というのが、それにかかわって、低い自己評価だったり、地域社会からの孤立だったりというのが、さまざまな教育問題の背景に横たわっているということが指摘されておりますので、その中でも今回は、3つの点に絞ってお

話しさせていただきました。

最後に、余り時間がないので一つ一つ読み上げずに、ここに書かれてないところを、私自身の、今回、資料を整理する中で考えたこと、宮崎県の子どもの貧困対策を考えていく上で必要だと思うポイントを中心にお話しさせていただきたいと思いますが、大前提として求められるのは、格差を縮小しようとする姿勢であって、完全な機会の平等というのは不可能であると。格差、つまり差というのはどんな状況にも生まれるものなので、多少の本人の能力とか努力だけでは越えられないような大きな格差という状況を何とか縮小するというのが、まずは必要であろうと思います。

その中で、衣食住で不安なく過ごすことということ子供たちに保障していくというのが必要であります。ここでは、医療、基本的衣食住、義務教育、高校教育へのアクセスを全ての子供が享受することと、機会の平等という比較の問題ではなく、子供の権利という理念に基づいて考えていくべきであるという整理をさせていただいていますが、子供自身は、生まれる場所を選べないと、本人は声を上げられない。だからこそ、子どもの貧困問題というのは周りの大人の責任、その対策、支援を行っていくのは大人の責任であると思います。

私自身が、親御さんの聞き取り調査等も行っていく中で、親御さん自身が貧困世帯出身であると、かなりもろい家庭ですか、すごく不安定な家庭状況の中で生まれ育ってきた親御さんというのが、次の世代に、親になって、不安定な状況の中で子育て、教育を強いられているというようなことが、やはり聞き取り調査等の中でもすごく感じますので、親自身も貧困状況、不利な状況の中で生まれ育ってきた可能性が高い

ということも踏まえて、子どもの貧困については考える必要があるだろうと思います。

2点目も先ほどと同じことなのですが、日本社会は子どもの貧困に無頓着ということが、今現在でも指摘されております。

それを考える上で大前提となるのが、昔と違うということです。先ほど、「三丁目の夕日」というふうな、私自身が「三丁目の夕日」の時代をいまいち、あの映画の中でしか実際は知らなかったりしますが、みんな貧しいけれども、地域社会の中で子育てを行っていたような状況とは大分変わってきていると。貧しくとも幸せな家庭神話と言われるような状況というのが、そういうきれいごとでは済まされないような状況に、今現在では至っているんだという点です。

最後のところですが、どこまで財政投入するのかというのは、図22もすごく有名な図表なので、ちょっと済みません、印刷がきれいにいていないので、図表があんまりきれいなものではありませんが、人的資本に対する投資の収益率の概念図という、アメリカの経済学者が提唱している、教育、特に就学前教育、学齢期の子供たちに対する、費用ではなく投資という表現が使われていますが、できるだけ早い段階で、貧困対策という面でも、結果的に大人になってからのフォローでは効果が上がりにくいということが示されています。この図22の背景にはありますが、子どもの貧困への対処というのは、社会全体の便益となると、納税者を育てるとの認識が重要です。大人になってからのフォローでは、なかなか難しいところがあるので、できるだけ早期の段階で積極的な介入をということが、世界的にも先進諸外国の中では主流の議論になっております。

そこが、今の日本の子どもの貧困対策では弱

いなというのが実感ですので、そういった点も後ほど少し整理してお話しさせていただきたいと思います。

機会の平等が達成されないことは、社会的な損失であるということです。1等になるべき人が2等になると、全体的にレベルは低下してしまう。何割かの子供が希望を失うと。これは、私自身が生まれ育ってきた家庭を考えると、まだこれほど格差が歴然としているような世の中の状況ではなかったもので、自分の努力で何とでもなるというふうに思えた時代に生まれ育ってきたなと思いますが、今の子供たちっていうのは、もう本当に小学生の段階から、世の中の明らかな格差みたいなのを目の当りにする中で生まれ育っているような状況になって、変な言い方ですが、勝ち負けみたいなものが割とわかりやすくあらわれてる状況の中で、自分が多少努力したところで状況は変わらないと思い込み、希望を失ってしまうと。

先ほど言いました「どうせ俺なんて」って、小学校低学年の子がそういうことを言うと、悲しい気持ちになるんですが、そういった子供たちが層としてふえてしまうということは、社会全体にとって本当に、社会の活性化という意味でも、本当に不幸な状況になると思いますので、できるだけ早期の段階で、積極的な介入をしていくことが必要だろうというふうに考えております。

資料として整理してきていないんですが、きょうお話しさせていただく中で、5点、今までお示ししたお話に補足させていただくと、今現在、子どもの貧困対策の中心が教育支援というふうに言われていますが、今、教育支援の中でも学習支援というのがいろいろな、宮崎県内でもたくさん行われ始めているとは思いますが、ただ、

学習支援というところだけではやはり、きょうお示した図表なんかからもわかると思いますが、子どもの貧困問題というのは、子供本人とか親御さんの問題というだけではなくて、すごく社会構造の影響を受けている問題になりますので、教育支援は重要であるけれども、それ以前の生活面の支援とか、親御さんの就労支援、経済的支援というのもしっかり考えていかないと、子供たち自身が既に学習意欲を失っているとか、進路に対する意識というのが、家庭環境の中でかなり強く出てしまっているということがありますので、そういったところからもしっかりとフォローしていく必要があるだろうと。

これは、学校現場の先生方は、すごくよく指摘されるんですが、結局、子供たちが、学校に來ている間は何とかできるところがあるんだけど、結局、親御さん自身が安定していないと、なかなかうまく回り始めないというところがありますし、親御さんの生活・精神面での安定というところが、結果的に子どもの貧困対策というのにはつながっていきますので、子供自身、親自身が将来の見通しというのを持てるためにも、今現在の生活が苦しいという状況を何とか改善していくことが必要ではないかと思えます。また、貧困問題の大きな特徴として、母子世帯の貧困というのを幾つか図表を示しながらお話しさせていただきましたが、結局は女性の労働にかかわる問題というところにかかわってきますので、単純に教育支援でどんな支援をすれば子供たちは救われるかということを考えるだけではなくて、ひとり親が働くというだけではなくて、女性が働く子育てとか、家庭との両立をしながら働いていくということもあわせて考えないと、なかなか状況は改善しないだろうなと思っております。ちょっといろいろ要素

は含まれましたが、それが1点目になります。

2点目は、先ほども言いましたが、世界的に就学前教育の重要性というものが指摘されたりとか、特に若い親御さんの貧困実態というのが深刻化しているということが言われているにもかかわらず、子どもの貧困対策の中心が、学齢期以上の子供たちに今現在ではなっています。ただ、乳幼児期、就学前の段階の子供たちの支援、親御さんの支援というのをどういうふうに行っていくかというのは、すごく実は難しいんです。学齢期以降の子供たちの場合には、学校が拠点となって、中心となって動くことができますが、学齢期以前の子供たちの場合には、特に中心となって子供たちの状況をつかめる場所というのがなかなかなかったりするので、実は、対策が重要だけれども難しいのが就学前だとは思いますが。ただ、効果の面から考えても、乳幼児期、就学前の段階に積極的な介入をしていく必要があるだろうというのが2点目です。

3点目、教育支援として広がっているのが、今の学習支援の現状かと思えますが、子供自身の基礎学力を身につけるとか、進学を保障するという意味では、学習支援事業はすごく重要だなとは思っています。

それ以上に、学習支援につながる子供たちというのは、何らかの家庭的に不安定な要素を抱えている子供たちであることが多いので、そういった子供たちの状況、家庭の状況をそういう学習支援の場というのはつかむ拠点になるかなと思えますので、そういう支援の場がつかんでいる情報をどこがどう集約していくのかということを考える必要があるかなと思えます。

もう一つ、学習支援に関しては、私自身がか

かわってきた子供たち、学校の勉強ですら嫌だと思っている子供たち、勉強が大嫌いと思っている子供たちともたくさんかわってきました。その子供たちが、学習支援という事業だけでは、無料学習塾を開くから来ないかいと言っただけでは、学校の勉強も嫌なのに、放課後まで勉強するなんて絶対嫌だという子供たちというのが一定数います。そちらのほうが、もしかすると多いんじゃないかなというのが私自身の実感なので、でも、その子供たち自身の居場所、もちろん最終的には学習支援につなげていく必要があるとは思いますが、窓口が学習支援だと、なかなかそこにつながってこない。小学校、中学生なんか特にそうかもしれないですが、学習支援だとフォローし切れない子供たちの居場所づくりというのを、それをどこが担うかということも含めて考えていく必要があるだろうと思っています。

4点目になりますが、これは、貧困対策の協議会のときにも資料をいただいておりますが、実は、貧困層の支援に必要なメニューというのは、既に結構あると。これは、宮崎県内だけではなくて全国的に、意外と支援の制度はいろいろあるんだけど、結局、それが縦割りの状況になっていて、うまく活用されていない、情報が周知されていない等の課題というのは、どの自治体でも指摘されていることになりますので、結局は支援にかかわる人と組織づくりをどう組みかえていくか、新しい事業をとりあえずつくっていくということよりも、今ある支援が有効に機能するために、誰がどこで中心的に支援を行っていくのか、情報を集約していくのかということが、やはり必要かなと思います。

最後になりますが、これ、最初に指摘させていただきましたが、相対的貧困というのを考え

るときに、一般的生活レベルというのをどこに置くのかというのを、これからしっかり議論していかなければいけないだろうなと思っています。宮崎県の場合には、それが全国なのか、九州なのか、宮崎県内なのか。

これを感じるのは、どうしても子どもの貧困の進学機会とか教育格差というときに、大学進学というのが割とキーワードになって出てくることがあるんですが、東京での大学進学率と宮崎県の大学進学率とでは、恐らく東京は6割、7割、宮崎県、3割、4割だと思うので、自治体によって大学進学というのが一般的になっているかどうかという状況が大きく違っていると思いますし、それにも関係すると思います奨学金です。

奨学金の返済にかかわって、結局、貧困が再生産されているみたいなことを、以前、協議会のほうでもお話がありました。私学に4年間通うと500万円以上の借金を抱えた状況で社会に出ることになるというふうなことが言われていますが、その500万円の重さが、東京で新卒で働き出した場合と、宮崎県内で新卒で働き出した場合とでは、やはり初任給に大きな開きがあったり、年間の所得でいっても大きな開きがあって、私自身、宮大の自分のところのゼミ生でも、卒業して働き出したけれども、結局、親の扶養を抜け切っていない。いろいろな面で親の援助を受けながら、残念ながら自立という状況には至っていないというような事例もあります。教育費としても、平均所得のお話とかをすると、物価が違うからということを言われたりもするんですが、教育にかかわる費用というのは、大体東京でも宮崎県でも同じ水準です。塾代とか、習い事のお月謝代とかは、もしかしたら違うかもしれませんが、学校教育にかかわる費用というの

は、どの自治体でも余り物価の影響を受けないものになりますので、その比重という、重さというのは、自治体でやはり違うかなと思います。一般的な生活というのを考える場合に、どこを想定して考えていくのかというのは、実は、子どもの貧困の議論は地方の実態がかなり無視された状況で議論が進んでいるところがありますので、そこはちょっと意識的に、東京とか、先進的な埼玉とか、京都とかの取り組みを、同じように宮崎県でやっていけるのか、それで、果たして宮崎県の貧困層の子供たちをフォローし切れるのかということも含めて考えていく必要があるかなと思います。

済みません、大分時間を延長してしまいました、図表等でわかりにくかったところが多々あるかと思しますので、その点は、この後の質疑の時間も用意していただいているというふうに聞いておりますので、そこをお願いできればなと思います。

済みません、長くなりましたが、以上で終わらせていただきます。

○右松委員長 大変詳しく、貴重な御講演に感謝申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

それでは、これまで御説明いただきました内容につきまして、委員のほうから何かお聞きしたいことがございましたら、よろしく願いいたします。

○清山委員 ありがとうございました。大変勉強になりました。幾つか質問させてもらってもよろしいですか。

私も、子供に公的支出をしっかりしていくということはとても大事だと思うんですけども、ちょっと一つは、4ページの資料でいう図15のGDPに対する教育支出割合というグラフはよ

く目にするんですが、済みません、私は従来から疑問に思っていたことなんですけれども、これは、各国の子供の人口割合で補正する必要はないのかなという点です。かなり、日本の子供の人口割合は12.7%で、各国の中で一番低いほうなので、例えば、それがあある国の3分の2とか、場合によっては半分だとかいうことになる、自然、公的支出の割合というのは、GDPの中で低くなってしまいう部分があるんじゃないかなと思うんですけども、もし意地悪な質問だったらあれなんですけれども、従来からちょっとひっかかってたので、この点ちょっとお考えをお伺いできればと思います。

○盛満参考人 ありがとうございます。ここでいうGDPに対する教育支出割合というのが、全学校教育段階を合わせてしまっている、就学前教育から高等教育までを含めて示しております。

実は、義務教育段階、高校教育段階で、この教育支出割合を見ると、それほど日本は低いんです。就学前と高等教育というところに限定すると、そこが大きくここでは私費負担というところが、就学前と高等教育段階の教育支出というところに当てはまると思いますので、子供の公財政支出、済みません、私自身も、ちょっとこの図表の具体的な定義に関する資料をすぐには出せない、もしかしたら細かい定義があるかもしれませんが、結局、就学前の段階と高等教育段階の部分というのが、かなり家計負担に依存しているというところ、このGDPに対する教育支出割合という表を見る必要があるかなと思います。

○清山委員 わかりました。大体、幼稚園、保育園と大学という部分ですね。そこが、私費に大いに依存しているというところがわかりまし

た。

済みません、もう一つ、図10のひとり親世帯の就労状況別貧困率というところで、先生が、就労していようがいまいが、貧困率が変わらないのが日本の特徴だとおっしゃってましたけれども、それは、どう解釈すればいいのか。つまり、ひとり親世帯に対する就労支援というのが、ほとんど意味をなしていないと考えるのか、もう少し解釈の部分を御教示いただければと思うんですけれども。

○盛満参考人 ありがとうございます。3ページ目の一番右下の図表になるかと思いますが、結局は、日本のひとり親世帯の就労という場合には、かなりの割合が非正規雇用ということに、非正規の状況で働いているということになりつつありますので、あと、これはちょっと雇用の話だけではなくて、日本のひとり親世帯の状況を考えるときに、もともと貧困、経済的困窮状況というのが離別の主な要因になっているような、ひとり親になったから貧困に陥っているというよりも、その前の段階から貧困状況にあって、その結果としてひとり親という選択をしているというのが、母子世帯の親御さんたちの状況として指摘されております。もともと親御さん自身がひとり親の、母子世帯の親御さんの半数近くが、離婚する前から非正規雇用というか、お仕事をされていた人たちというのが実は5割近くいて、非正規の状態でひとり親世帯になって、なかなか日本の制度の、女性が働く環境という面では、子育てをしながら家計取得の中心的な担い手として働いていくというのが難しい状況になるので、ひとり親世帯の親御さんたちの雇用形態というのが、非正規の状況、パートに偏っているような状況というのが背景にあるのかなと思います。済みません、それぞ

れの国の親御さんの就労している場合の雇用形態というのが、具体的にここでは説明できないんですが、働いていたとしても、正規の雇用、常勤の雇用というのが難しい状況にあるというのが一つ言えるかなと思います。

○清山委員 済みません、最後の質問で、先生、最後に、もう既に支援メニューはいろいろあるけれども、組織や縦割りという課題を御指摘されましたけれども、ここで質問したいのは、たくさんある支援メニューの中で、一体どれが効果的であるのかということに関して知見は何かあるのかということで、やっぱり公的支出の中で教育に割ける割合というのは、限界があると思いますし、日本では特に高齢者社会で、医療費やら社会保障に割かざるを得ない、そして、借金の返済にも、公債の返済にも割かざるを得ない中で、やはり限られた財源をいかに効果的に使うかという視点がもっと大事なのかなと思ひまして。

アメリカなんかでは、結構、もうそういう効果を、実際に立証されたようなものに支出をしていくということで、私が聞いている限りでは、ナーシング・ファミリー・パートナーシップとか、そういう乳幼児家庭への全戸訪問事業だとか、あとは、10代の妊娠を防ぐようなプログラムだとか、そういう実際に効果を示した、エビデンスのあるものに対して支出をしていくという流れがあるように拝見してはいますが、こういう教育支援、就労支援、生活支援、奨学金、本当にいろんなメニューがあるんですが、実際、どういうところに重点的にやっていけばいいのか、それとも、それを図っていくのも今後の課題なのか、何かお考えを教えてください。

○盛満参考人 ありがとうございます。そうで

すね、この支援が、事業がというように具体的に言うことができないんですが、私自身がすごく、もちろん効果はあるだろうけれどもというところで疑問を感じているのが、子どもの貧困対策としてスクールソーシャルワーカーの配置というのがあります。それ自体はすごく重要な対応だなというふうには思っているんですが、本来、海外からももちろん入ってきている考え方ですので、日本の学校の先生は、学習指導だけではなくて、生活指導も含めて子供たちにかかわるのが大前提になっているのに対し、海外の場合には、学校の先生がする仕事は授業がメインで、生活指導面というのは、第三者というか、それぞれのカウンセラーの人がいたりというふうに、かなり分業体制が整っている中で、スクールソーシャルワーカーという役職が効果的に、子供たちの家庭に対する支援とか、情報提供とか、地域社会とつなぐ役割というのを担っているようです。日本の場合には、学校の現場の先生たちが、子供の生活指導とか、家庭とのつながりとか、地域社会とのつながりにおいて有しているノウハウがありますので、単純にスクールソーシャルワーカーを、今の時点では非常勤雇用という形で、予算はかなり低く抑えられるとは思いますが、そういう人の数をふやすよりは、日本の教育現場の状況を考えると、学校の中に1人とは言わず、校区に1人、教育事務所に数人でもいいかもしれないんですが、福祉に強い学校教員を育てていく、つくっていく、一定数入れていくほうが、実は効果があるんじゃないかと思います。

済みません、その辺はすごく日本的な状況なので、海外でもビジティング・ティーチャーとか、高知県なんかでは福祉教員という表現が使われていたりしたかと思いますが、以前は日本

でもそういう、学校での学習指導というのを中心に担うよりも、子供の生活環境の調整みたいな部分を中心に行う教員の役割というのがありました。今の段階ではそういう議論が、残念ながらほとんど行われていないので、学校現場にそういう人材を何らかの形で配置できないかなというふうに感じているところであります。

スクールソーシャルワーカーを、今から人材を確保する、育てていくというよりは、現場に、既にノウハウを持っている、中心的にそういう役割を担ってきた先生方が、どの地域にも必ずいらっしゃると思うので、そういう先生たちに調整役を果たしてもらおうというのが必要かなと思っています。

済みません、具体的にそれ以外の事業は思いつきません。

○右松委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

○二見委員 私は2点、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、1つは御説明にもありました若い段階から、将来に対する希望を持ってない子供がいると。7ページですけども、左下の表の中にもありますように、何割かの子供が希望を失うというようなこともお話しされましたけれども、その数がふえてる傾向があるのか、もうちょっと詳しくそこを教えてくださいな。まず傾向と、あと希望を失う理由です。自分のところの家庭がこうだから、自分もこうなるんだとか、どういう理由でそういう希望を失ってるのかなというところが、何かおわかりだったらちょっと教えていただきたいと思いますが。

○右松委員長 お願いします。

○盛満参考人 ありがとうございます。ちょっと具体的な数値データをきょうは持ってきていないんですが、学力格差の議論が行われていた

時期に、希望格差みたいなことが、高校生の、単純に学力面での格差だけではなくて、学びに対する意欲とか、自分の将来に対する意欲、希望みたいなものにも家庭環境の影響を強く受けて、格差が広がっているというような指摘がありました。

そのときの具体的な数字、何割というのが今すぐにお答えできないんですが、希望を失っていることの背景に、これは特に、いろいろな要素があると思いますので、私自身が調査にかかわったものの中で出てきていたお話をさせていただくと、特に今の世の中で言われている、「大きな物語の終えん」というか、一生懸命努力して、いい成績をおさめて、いい学校に行って、そこでしっかり頑張れば安定した企業に就職することができて、将来安泰みたいな「大きな物語」というのが、もう今では描けないような社会状況になってきていると。その中でよく言われるのが、大学に行ったからといって就職できるとは限らないみたいなことが言われていると思いますが、そう言いつつも、経済的に余裕がある世帯の場合には、大学へ行かせるんです。中に入ってからの本人の頑張り次第だからというので、親御さん自身も、本人も、必ずしも大学へ行ったからって、その後が保障されるとは限らないけれども、行こうと思えば行ける状況であれば、そこに向かう意欲につながる、行動につながるんですが、大学に行っても就職できるとは限らないという言説が一番影響を受けているのが、もともと余裕がなかった世帯、無理してまで行かせる必要がないのではというふうに判断するに至っている貧困層の親御さんとか子供さん自身は、もう大学に行っても意味がないんだったら、無理して行くよりは、もう早いこと就職して、手に職をつけてもらったほうが

いいかなというので、進学に対する意欲というのが早い段階でなくなります。受験のための勉強がいいとは思わないんですが、でも、子供にとっては、やはり受験に向けて、進路の実現に向けての勉強という一つの目的意識というのは、学習に対する割と強い影響を与えます。学習行動に対する影響を与えますので、貧困層の子供さんは、自分の学業達成というか、学歴達成に関して、早い段階で諦めてしまっているというか、結論づけてしまっているようなところが出てきていたりします。

あと、どうしても奨学金を返済するということを考えて、年収が200万円の世帯にとって、卒業して500万円を返すっていう負担感というか、年収が500万円の世帯でも、卒業後に500万円を返すって、それなりの負担感だと思いますが、年収が200万円とか、それ以下の家庭にとっての500万というのは、なかなか現実的な数字じゃないので、もう早い段階で、義務教育でほとんどお金がかからないと言われている段階で生活がかつかつなのに、そんなお金を出せるわけがないじゃないということで、親御さん自身ももう絶対に無理だからねと、どうしても行きたいんだったら、やっぱり子供が強く希望するんであれば、自分で何とかお金を出して行けばというふうに、親御さん自身はおっしゃるんですが、今の状況で、本当に自分で生活費とか学費を捻出して、学費がかなり高くなっていますので、アルバイトと奨学金だけでそこを補っていくというのは、現実的に考えて大分難しくなっているので、家庭の経済的な状況とか、進路に対する意識というのが、子供にとっての希望とか意欲を失わせる背景にはあるのかなと思います。

○二見委員 原因としては、やっぱり経済的理由によって、自分のいわゆるこれからのプロセ

スというのを見きわめてしまうというようなことなのかと思いましたがけれども、なるほど。

あともう一つ、これは別なんですけれども、今度は人的資本に対する投資の収益率についてのお話なんですけれども、要するに早い段階、特に就学前のころから教育について取り組んでいたほうが、非常に効果は高いというようなグラフなんだろうけれども、実際、就学前の教育というのは大事だということは、結構、何十年前から言われ始めて、やっぱり子供の幼児教育というものを、幼稚園というものができたその成り立ちを考えても、非常に効果は高いものだ、大事なことだよというふうに言われてるんだと思うんですけれども、しかし、実際どれだけその後に効果が、影響が出てくるのかとか、そういった話にまでは全然聞こえてこないんです。大事だ、大事だと言ってる割には、どういうふうに大事なかがわからない。

今の社会も大分変わってきて、夫婦共働きの社会になって、保育施設の充実も図られてきた。でも、幼児教育は大事だと、幼稚園教育もあった。これが、今度は新しくこども園という形に変わっていきこうしてるわけなんですけれども、幼児教育の重要性というものを、このグラフでは高いというふうに評価されてるけれども、その理由、どういう効果が見込まれてるのか、どういう収益が見込まれてるのかというのについて、ちょっとお話ししたいなと思うんですが。

○盛満参考人 ありがとうございます。就学前教育を、日本の場合には、保育園と幼稚園という二元化体制というのが今まで行われてきていたので、その辺がちょっと国際的に比較するのが、実際難しいところもあるんですが、就学前教育を受けていた子供とそうでない子供とでは、

もちろん学力の面とか学歴達成、その後の社会人になってからの収入や非行傾向とか犯罪歴みたいなどころまで、失業率みたいなものにまで大きな影響を与えているというところが、海外では具体的なデータを伴って指摘されております。

日本の場合には、幼稚園、保育園あわせて就学前教育を受けている子供たちは、かなりたくさんいますので、就学前教育を受けていない層というところのごくわずかではあるんですが、実は、これもちょっとすごく難しい、いろいろな要素が絡み合っていると思うんですが、幼稚園と保育園、どちらの園に通っていたかというのでも、子供自身の将来の、小学校入学以降の学力等にも影響を与えている、言語発達等にも影響を与えているということが言われていて、そういったこともあって、恐らく今、就学前教育の仕組みづくりというのが、大きく改革されているところなんだろうなとは思いますが。

結局、幼稚園に子供を通わせる親御さんの社会経済的な背景と、保育園に通わせる親御さんの社会経済的な背景というところにも、まず、実は差があったりするというのが背景にはあるので、単純に幼稚園のプログラムが、保育園のプログラムが子供にどんな影響がというところをきれいに区分して考えるのは、実は難しいところはあるんですが、どんな幼児教育を受けたかというプログラムの中身で分析を行った場合でも、やはり幼児教育の質、就学前教育の質というものの自体が、実はあんまり定まっていません。これは、教育学の世界でも、今、必死に議論がされているところではあるんですが、幼児教育の質によっても、子供への影響のあらわれ方は、今のいろんな議論がある中でも、はっきりと出ているという調査結果がありますので、

この辺は、これから具体的な数字が出てくるのではないかなとは思いますが。

○右松委員長 先生は、この後、大学の授業が入ってるということで、どうしても聞きたいことがあれば——いいですか。

それでは、私のほうから一言お礼申し上げます。

盛満様におかれましては、大変お忙しい中おいでいただきまして、また、極めて示唆に富む貴重な御講演いただきまして、本当に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

委員一同、本日お聞きしましたことは、今後の委員会活動に十分に反映させていきたいというように考えております。

最後に、盛満様のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、大変簡単ではあります。お礼の言葉とさせていただきます。きょうは大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時25分再開

○右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議事項に入ります前に、前回の委員会で、丸山委員より、また、ほかの委員からも質疑のございました教育事務所別スクールソーシャルワーカーの活動実績と連携状況について、そして、要保護・準要保護児童生徒の市町村別状況について、私のほうから御説明させていただきます。

別添の参考資料をごらんください。

かなり量があるんですが、簡単に御説明申し上げます。

資料1枚目ですが、平成22年度から26年度にスクールソーシャルワーカーが対応した児童生徒数と、それから対応件数を教育事務所別に分けた表とグラフが載せてあります。

各教育事務所とも、対応した児童生徒数、そして、対応件数とも年々増加傾向にあります。

一番上の表の右に、平成26年度に対応した児童生徒数が載せてありますが、中部が最も多く、次に南部、北部の順になっております。

そして、次のページをめくってください。

2枚目の資料にある表は、対応件数の教育事務所ごとの内訳であります。

各教育事務所とも、不登校への支援が高い割合を占めております。

また、中部では、家庭環境の問題や、発達障がい等に関する問題への支援がふえております。南部におきましては、家庭環境の問題と、非行・不良行為への支援が多くなっております。北部では、平成25年度は、非行・不良行為への支援が多かったのですが、平成26年度は、家庭環境の問題への支援が多くなっています。

次のページをめくってください。

資料、3枚目ではありますが、これは、スクールソーシャルワーカーが連携した関係機関等を教育事務所ごとにまとめたものであります。

各教育事務所とも、児童相談所や福祉事務所などの福祉分野との連携が多くなっております。

また、中部では、病院や市町村の教育支援センター（適応指導教室）と連携をして対応する事例が多くなっております。南部では、民生・児童委員やスクールアシスタントなどの地域の人材との連携の割合が高くなっております。そして、北部では、スクールソーシャルワーカーが、学校や家庭に対して直接支援を行う活動が中心となっております。

続きまして、要保護・準要保護児童生徒の市町村別状況についてであります。

本資料は、平成20年度から平成26年度の認定状況を市町村別の一覧にしたものであります。

全体的に児童生徒数は減少しておりますけれども、認定者数それから認定者割合については、年々増加傾向にあります。

資料3枚目の平成26年度の市町村別状況の右上であります。右上には平成20年度から平成26年度における県内の就学援助実績の額を記載しております。

表中の金額につきましては、市町村及び県が、児童生徒の保護者等に対して、学用品費や医療費、給食費などの就学援助を行った金額であります。

なお、要保護者に係る援助経費の2分の1が、国から補助金支給の対象となっております。

県内の就学援助実績額については、これも、年々増加傾向にあります。

そして、同じ資料3枚目で右下でありますけれども、要保護及び準要保護児童生徒就学援助の対象費目一覧を記載しております。

この表の一番左端に、就学援助の対象費目を記載しております。就学に必要な経費として、学用品費、それから通学用品費、校外活動費や体育実技用具費、それから修学旅行費、PTA会費などがありますが、これらの援助費目や金額については、市町村ごとに定められております。

医療費については、結膜炎や中耳炎、齲歯等を治療費の援助対象となる疾病として国が定めております。市町村の援助経費のうち、要保護者に係る経費の2分の1につきましては、これも、国が上限を定めて補助金支給の対象としております。

次に、4枚目を見てください。

4枚目の資料は、1枚目から3枚目までの資料の市町村別状況をグラフにしたものであります。

また、右上には、地区別の推移を記載しております。きょうの講師のほうの話にありましたように、この割合からいきますと、南部の市のほうが上位に入っているような状況であります。

以上、追加資料として、先日の委員会で求められたものをお渡ししたところであります。

なお、詳しい状況、もし質疑等を行うということであれば、次回以降の委員会に執行部をお呼びしますので、そのときにおっしゃってください。

説明は以上であります。

それでは、協議事項（1）の政策条例提案書（案）の検討に入らせていただきます。

第1回委員会において、家庭教育支援についての条例制定を目指す旨を決定いたしました。

このことを受けまして、条例制定に向けた第一歩としまして、8月28日開催予定の政策条例検討会議に、当委員会から政策条例提案書を提出をし、当該条例の必要性等について説明したいと考えております。

資料1をごらんください。

これまでの執行部説明を踏まえまして、正副委員長で政策条例提案書のたたき台となる案を作成いたしましたので、これを読み上げたいというふうに思っております。

政策条例提案書（案）、これは、提案者は宮崎のこども対策特別委員会になります。

条例の名称は、これは仮称でありますけれども、宮崎県家庭教育支援条例。

まず、1番目であります。事実（事象）の把

握について。

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、基本的倫理観、自立心や自制心などは、家族との触れ合いを通じて家庭で育まれるものである。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中において、家庭の教育力の低下が指摘されている。

また、平成26年度に県教委が実施したアンケートでは、教員の忙しさの要因として、本来家庭ですべきあると思われるような教育内容まで学校に求められることを挙げる教員が10年前より増加し、全体の4割超となるなど、家庭の教育力低下の影響が、学校現場にも及んでおり、看過できない問題となっている。

これにつきましては、家庭の教育力の低下、そして、教員の忙しさの要因については、前回の委員会で詳しく協議したわけでありまして、その一部を抜粋したものを添付してありますので、ごらんください。

それから、4番目が、学校現場の声として、教員が忙しいと感じる要因の上位3つでありまして、2番目の本来家庭ですべきであると思われる教育内容まで学校に求められるということが、この中で唯一10年前よりか上昇してまして、それ以外は、1番目、3番目とも10年前と比較をして割合が減ってるということが、この表からも言えるのかと思います。

続きまして、また戻りまして、政策条例提案書のほうなんです、2番目であります。条例制定の必要性についてであります。

各家庭が、改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、共働きやひとり親家庭が増加する中で、家庭を取り巻く

地域、学校等、事業者、行政、その他県民皆で家庭教育を支えることを目的とした条例を制定する必要がある。

この中で、本県の特色を示す一つの例として、先ほどの話にもありましたけれども、共働きやひとり親家庭にも意識、配慮した内容にしていく必要があるのかなというふうに考えているところであります。

あわせて、家庭を支える体制、そして、学校を支援する体制が必要であることも、前回委員会の資料である別添に記載されております。

次のページをめくっていただきたいと思いません。

実態的措置についてであります。

家庭教育支援に関する基本理念や県の責務、そして、市町村との連携、保護者の役割、地域の役割、学校等の役割、事業者の役割、知事による家庭教育支援に関する施策の議会報告・公表などを定めることとする。

最後、4番目でありますけれども、憲法・関係法令の抵触についてであります。

教育基本法等の家庭教育に関する法令に抵触する可能性はないと思われる。

提案書（案）の内容が、以上のとおりであります。

なお、具体的な条例内容については、次回委員会で委員協議をしっかりと行う予定であります。

本日の委員会では、ただいま読み上げいたしました提案書（案）の内容に関しまして、皆様の御意見を伺いたいと思います。御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○太田委員 いいですか。今、講師の先生が話をされた内容に対して感じたところもあるものですから、また、特に条例というのも考えられ

ているようで、それで、ちょっと意見として述べさせてもらいたいんですが、講師の先生の資料の1ページのところに図2があって、その中に、きょうも議論になりましたけれども、自己評価の低い子供さんたちが生まれてるよねと。先ほど言ったように、「うちのはもう、俺なんかよ」というような言い方をする子供たちが確かにふえてるとかいうのは、やっぱり親のすきんだ会話を聞いてて、俺なんかもうこれじゃあ世の中に出れんよなというような、自己評価の低い子ができる可能性を私は感じてるんです。

だもんだから、親の人たちの社会的な安定ちゅうか、気持ち、精神上的の安定はどうしたらつくれるのかなと思ったときに、仕事をきちんとやれる職場があればいいんだがなちゅうのをちょっと思うところもあって。

それで、清山委員が指摘したところを私も気になってたところで、3ページの図10、これなんかも、日本の場合は働いてもあんまり貧困率から脱出できないじゃないのということを考えたら、先生も言われたように、多少働く形、派遣労働とか、そんなのがどうも、働いても十分貧困から脱却できない、そういう実態があるよねというのがこのデータになるのかなと思ったり。

図9でいえば、ひとり親世帯の子どもの貧困率というのがありますが、北欧のデンマーク、スウェーデン、ノルウェーとかフィンランド、は貧困率が低いんです。なもんで、それとも重ねて図の13を見ると、再配分した効果というのが、日本の場合あんまり出てきてないようです。北欧では、再配分をしたら劇的な効果が出てますよねというのが13にあるように、私は感じたもんだから。

それで、今後この条例の中では、家庭の教育をということ、そこに視点を当てながらとい

うことではあろうとは思いますが、この条例の中の説明の3のところに実態的措置についてというのがありますけれども、私は、それにはもう異論はありませんが、多少、こういった子供にまつわる日本の状況というのを条例の中に入れるということはできないものかと思いたいんですが、ここに、3の実態的措置のところに事業者の役割というのがありますよね。そこに、もし課題として何かそういう、事業者としては従業員を雇って、そういうところに配慮するような何かがあると、今さっき言ったようなところのデータが、少し生かされるかなと思ったりしたもんですから、気持ちとして言わせてもらいました。こうしなさいということではないんですけれども、こういうデータを見ると、そこは少し言わせていただきたいなと思って、意見として言わせてもらいました。

○前屋敷委員 今の太田さんの発言にも関連しているんですけれども、きょうの学習でもあったように、やはり今の社会的な情勢を反映した上の、今の子供たちの貧困の状態、学力の格差も含めて出てきているというのを、きょうも先ほど示していただいたんですけれども、全てをこの条例の中に盛り込むというのは難しいかもしれないけれども、第1の事実（事象）の把握についてというところで、そういった背景なども、きちっと位置づけていないと、やはり家庭でどう子供たちを育て、守っていく役割が果たせるかということも、家庭だけに特化することなく、社会的な問題としても把握する、認識していくことが重要だというふうに思いますので、ここの中では社会的にどうせえ、こうせえということは言えないかもしれないんですけれども、そういう背景があるということはきちっと位置づけていかないと、いろいろ施策として

も、正確なものが出てこないんじゃないかなというふうに思います。

○右松委員長 もう自由に。

○岩切委員 実は、この家庭教育支援という考え方のベースに、この場での議論が貧困の問題とリンクしながら動いていましたので、この条例は、そういう社会背景、今、前屋敷委員からありましたような背景も踏まえて、そこを全体的に家庭教育をよく支えていくんだよという組み立て、理解をしていたので、おのずと入ってくるものというふうに実は今思っているんですけども、だから、改めて委員からお話があって、そこが、文面にはうまくまだまだ出てきてないんですけども、これから本格的に条例が検討される中で、単にぱっと見にすると、特に2番のところの表現も微妙な部分があるんですけども、家庭が家庭教育の責任を自覚して、役割を認識してということではなくて、ここにちょっと一工夫が、委員長がおっしゃられたように、「共働きやひとり親家庭が増加している」、その括弧書き、その前段に、この社会の貧困、格差の問題というのがあるんだよという思いがあって、具体的な3番のほうにつながっていくんだというふうに理解をしているところなんです。

だんだんと具体表現が出てくる中で、そこは、家庭教育を支えるというのは、当然、この世の中の貧困問題、格差問題を捉まえてやっていくものというふうに理解してるところなんで、ぜひ、そういうようなものであってほしいなというふうには思っているところです。

○右松委員長 どうぞ、自由に御意見お願いします。

○坂口委員 入れるか入れないかというのは、やっぱり難しいですね。実態はわかるんですよ

ね。ただ、どう入れてくかって、それが本当に、そのことがストレートな要因なのか。その中で、例外がたくさんあるじゃないか。今度は、上位グループにある人たちの中にも、やっぱりそういうのに入るんじゃないか。割合が少し違っただけで、だから、これをここに入れるというのがどんな表現でというのを、感覚的には捉えているんですけども、難しいなと思って。なかなか、微に入り細に入りここに盛り込む。盛り込み方はどうやるかですね。盛り込む表現の仕方をちょっと考えていただいて、またみんなで検討やっていくというのでよいのではないかと思います。

それと今度は、事実の把握についてで、これも表現の仕方ですけども、「平成26年度に県教委」って、これはやっぱり県教育委員会と正式な名称を使うべきだと思います。また、「本来家庭ですべきであると思われるような」、「思われるような」という表記が、表現の仕方がどうかと。果たしてここに、「思われるような」というと主観の問題ですよ。「思われる」で切るか、「すべきである教育内容で」、それぐらいやっぱりシビアにやっていかないと。なかなかこういう表現の仕方は難しいですね。

○太田委員 これは、先ほど誰かから出ましたけれども、事象の把握についてというところあたりを工夫しながらやらないといかんのかなと思ったのは、家庭に責任を負わせていくだけで、本当につかんでないところがあるねというような特別委員会になっちゃいかんものだから、お互いの立場での、ちょっと表現は難しいとは思いますが、事象のところあたりは一工夫して、今まで議論されたりしたこととかを含めるといいのかなと思って、今、それぞれの方が言われたような気持ちもやっぱり、どうしても出てく

るもんだから。

○坂口委員 よくわかるんです、全く同じ。だから、表現の仕方とすると、それを一つくくると、またほかにもくくんなきゃ、こちらだけくくって、もう一方のほうをくくらない、その中に囲めないって、何かバランスの問題が難しいなというのがあります。

確かに、もうジニ係数一つとってみても、これが恐らく4ぐらいをジニ係数が超したときは、もうそれこそ動乱が起こるぐらいのすごいシビアな数字だったんだけど、たしか超してるか超してないかぐらいのところに今いますよね。だから、それをその中に入れていくのは難しいけれども、実態としては、今言われるように、再配分、よく累進課税を言われますけれども、累進課税が緩和されていきながら、一方じゃあ使用料、手数料、保険料というものがぐんぐん押してまして、消費税で広く浅くというようなぐあいになってきているという社会状況。そういうものからここらが生じてきているなというのわかるんです。

だから、よく言われることはわかるけれども、表現の仕方がどういう表現の仕方があるかなということで、反対という意味じゃないんです。だから、そこらをどう入れていくかなというのは、難しいなと思うんです。

○右松委員長 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時56分再開

○右松委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

ただいまの御意見を踏まえながら、正副委員長で加筆修正を行い、途中で皆様にお見せをした後、でき上がったものを、来週、県南調査の

空き時間でお示しをしたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

次は、県北調査についてであります。

県北調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任いただきましたので、日程案を作成いたしました。

それでは、県北調査の日程案について説明いたします。

資料2をごらんください。

まず、8月26日は、日向市を訪問し、家計相談支援事業、学習支援事業、居場所サロン事業等について調査を行います。

続いて、県立延岡青朋高校では、「子どもの貧困問題」に係る定時制高校の現状等について、これにつきましては、前副校長で、この問題に造詣の深い三輪邦彦氏にも同席をお願いし、調査を行います。

また、定時制課程の授業も見学を行いたいと思います。

翌8月27日は、高鍋町社会福祉協議会を訪問し、昨年11月に開講した無料学習塾「社協塾」について調査を行います。

石井記念友愛園では、「子どもの貧困問題」における児童養護施設の役割等について調査を行います。また、施設の見学も行います。

その後、昼食を挟みまして、川南町で開催されます口蹄疫終息5周年式典に向かいます。

日程案の次のページをごらんください。

参考資料として、同式典の概要をつけております。詳細については、こちらのほうで御確認いただければと思います。

なお、式典には、全過程で出席をして、16時

半ごろ終了した後、高鍋駅経由で、議会到着は、前のページに戻っていただきますと、17時30分を予定しております。

県北調査につきましては、調査日が迫っていることから、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により、若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任をいただきますようお願いいたします。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いいたします。

12時になりましたが、あと少しでありますので、時間を延長させていただければと思います。

次は、県外調査についてであります。

まず、主な調査先候補を記載した書面を配付いたします。

届きましたでしょうか。これは、あくまで案でありますけれども、現在のところ、足立区役所、それから、岐阜県庁及び大阪市立天満中学校を主な調査先として検討してるところであります。

3つの候補先の細かい資料も用意しておりますので、次のページをめくっていただきますように、新聞等で、足立区については報道されておりでありまして、この内容について伺っていききたいと、そのように考えてます。

それから、岐阜県庁に関しましては、都道府県で4番目に条例制定をしておりますので、後ほど押川書記のほうから詳しく説明させていただきますが、他県と比較をして、独自性の強い条例

を制定しておりますので、こういったところも研究してまいりたいと考えています。

それから、大阪市立天満中学校につきましては、1ページに書いてますとおり、夜間学級を併設して、現在まで多様な教育ニーズに応える取り組みを展開中であります。貧困問題を考える上でも、参考になると思われるところであり

ます。これらを踏まえて、県外調査につきまして、御意見等がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午前0時6分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

調査先の調整につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいというように思います。

次は、次回委員会についてであります。

次回委員会は、9月25日金曜日に行いまして、9月定例会期中でありますので、主に条例の要綱案について協議をする予定としております。

初めに、既に家庭教育支援条例を制定している4つの県の条例内容を比較をした一覧表、これは、押川書記がわかりやすく整理しておりますので、この一覧表と、それから、宮崎県がん対策推進条例の制定の際に作成されました条例要綱案を配付いたします。

それでは、それぞれの内容につきまして、押川書記に説明をお願いします。

○押川書記 まず、A3の比較一覧をごらんください。

これは、4県、熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県で制定されました条例の内容につきまして、言及がある、言及がない、あと、各県独自部分を太字で示した一覧表になっております。

大まかな特色について御説明いたします。

まず、前文についてであります。

まず、冒頭の部分で、整理番号3の部分になるんですが、各県、子育てに関する地域独自の考え方等を盛り込んでおります。

具体的に申し上げますと、鹿児島県では「郷中教育」であるとか、あと、「日新公いろは歌」というものを取り上げていたり、静岡県では静岡県が推進する人づくりとして、知事が提唱しておられる「有徳の人」というキーワードを入れて書かれておるところが特色になっております。

具体的な内容につきましては、裏面の最後の備考のところの説明書きを付しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

続きまして、前文の問題意識の点であります。

問題意識につきましては、各県、それぞれ抱える問題を具体的に盛り込んでおります。

特色といたしましては、整理番号7及び8にありますとおり、子供が抱える問題、いじめとか自尊心の低さといったものを、熊本県、鹿児島県、岐阜県の各県が取り上げております。また、地域の教育力の低下、他人の子供を注意できないといった内容を岐阜県が取り上げているところでございます。

あと、主張の部分では、4県ともほぼ同じ内容ではございますが、静岡県が家庭の自主性の尊重というものを強調して書いているところが特色になっております。

続きまして、各論部分に移りまして、まず、第1条、目的につきましては、共通部分も多い

のですが、前文と同じように各県の色が出た内容となっております。

続いて第2条、定義の部分では、岐阜県は、家庭教育について教えるべき事項を列挙して明確化させているというところが特色になっておるのに加えまして、鹿児島県では事業者の定義づけを行っております。これは、第9条で事業者の役割を規定している関係上、このような定義づけを行っているものと考えられます。

ずっと下のほうに参りまして、第11条、整理番号30番になりますが、ここでは4県とも知事による議会報告・公表を毎年度義務づけているところが特色になっております。

そして、裏面に参りまして、第12条の部分になりますが、ここでは静岡県が、関係者の家庭教育支援活動の支援に言及をしております。非常に手厚いイメージを持つところでもあります。

あとは、第18条の部分、整理番号40番になりますが、ここで岐阜県が、条例で定める「家庭の日」、「早く家庭に帰る日」を家庭教育を实践する日としている点に、非常に特色が出ていると思います。

ちなみに、岐阜県の家庭の日は、毎月第3日曜日、早く家庭に帰る日につきましては、毎月8日と18日、28日、8がつく日を早く家庭に帰る日ということで、条例で定めています。

なお、4県とも議員提案による条例制定となっている特色がございます。

引き続きまして、A4の条例要綱案のほうに移りたいと思います。

この条例要綱案は、がん対策推進条例の際のものを参考資料としてお配りしたものであります。

中身としましては、条例の規定する内容、趣旨等を明らかにするというものでございまして、

条例の実際の条文にかなり近い内容が書かれているというものになります。

具体的には、目的から始まりまして、県の責務や関係者等の役割について言及し、そのほか具体的な内容に踏み込んで作成されておりますので、次の委員会でも、そのような内容を議論していただくということになろうかと思えます。

詳細につきましては、お配りしました条例要綱案をごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○右松委員長 説明は終わりました。書記のほうでしっかりと整理されたものになっておりますので、ぜひ参考にしていただければありがたいなと思えます。

今回と同様に、条例要綱のたたき台となる案を正副委員長で準備させていただきまして、しっかり皆様にお配りをしまして、それをもとに議論を進めていきたいと思えます。

また、当日は、この条例の中で、「宮崎らしさ」や「宮崎の特色」をどう出していくかについても議論を深めたいと考えております。

以上の進め方につきまして、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

最後になりますが、協議事項5のその他で、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 次回委員会は、9月25日金曜日午前10時から予定しております。

本日の委員会をこれにて閉会いたします。ありがとうございます。

午後0時15分閉会